

## 地域と連携した空き家対策 ～地域コミュニティと連携した空き家情報の収集等～

## 東村山市空家等対策計画 基本方針1

## 地域コミュニティと連携した空き家情報の収集と活用

住みよい環境を維持していくために、市の保有する空き家調査のノウハウや空き家情報を自治会等と共有し、空き家の適切な管理に活用する方策を検討していく。

また、空き家になってから所有者や家族の情報を得ることは難しいため、空き家となりそうな住宅について地域コミュニティにおいて今後の連絡先等の情報を収集する重要性を啓発していく。

## 第1段階

## 対象エリアの設定 ～ まずはモデル地区の選定 ～

先導モデルをつくり、自治会にとって目に見える形で実績を作ることができれば、他地区に対して横展開をしていきやすくなることから、まずは1つモデルを選定する。

## 第2段階

## 実施自治会等との調整

自治会との協力関係を築くにあたり、まずは対象自治会と実施体制、協力内容等について検討する。

実態調査  
(空き家候補の抽出)

市への報告

所有者への  
連絡・啓発

## 第3段階

## 自治会等による外観調査・報告

調査対象	空き家及び敷地（草木）まで
調査内容	地図への記載又は住所記載など、空き家の所在地特定
行政への報告のタイミング	随時（空き家情報シートの提出「空き家所在地、所有者、居住情報等」）

## 第4段階

## モデル地区(自治会)と市との情報管理

自治会による調査

市への報告

現地調査

所有者情報の把握

所有者情報については、所有者から自治会への情報提供に関する同意が得られた場合に限り自治会に教示する。

- ※ 自治会には市の空き家調査ノウハウ（点検の着眼点）などを伝承する。
- ※ 所有者とは「自治会への所有者情報の提供に関する同意書」により同意を交わす。
- ※ モデル自治会とは「自治会員名簿」等の保管と同様に自治会の責任でもって管理してもらう。

## 第5段階

## ○自治会による所有者への助言

自治会で空き家所有者の連絡先について把握がある場合には直接電話してもらい対応を促してもらう。自治会で所有者情報がなく市が把握している場合で、自治会に情報提供する際には、必ず所有者から情報提供に関する同意を得た上で提供する。

## ○自治会による周知・啓発

モデル自治会で行政が作成した啓発チラシを配布してもらう。チラシの全戸配布や回覧板の活用。



特に、引っ越しや施設入所等の理由により自治会を脱退する際に当該建物が空き家になる場合には自治会長等にその旨を連絡するような機運の醸成に向けた啓発活動を展開していく。